

横浜市都市整備局景観調整課

横浜市屋外広告物条例第 13 条第 4 項第 3 号に規定する「第 6 条第 1 項第 5 号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認めるもの」の取扱いについて

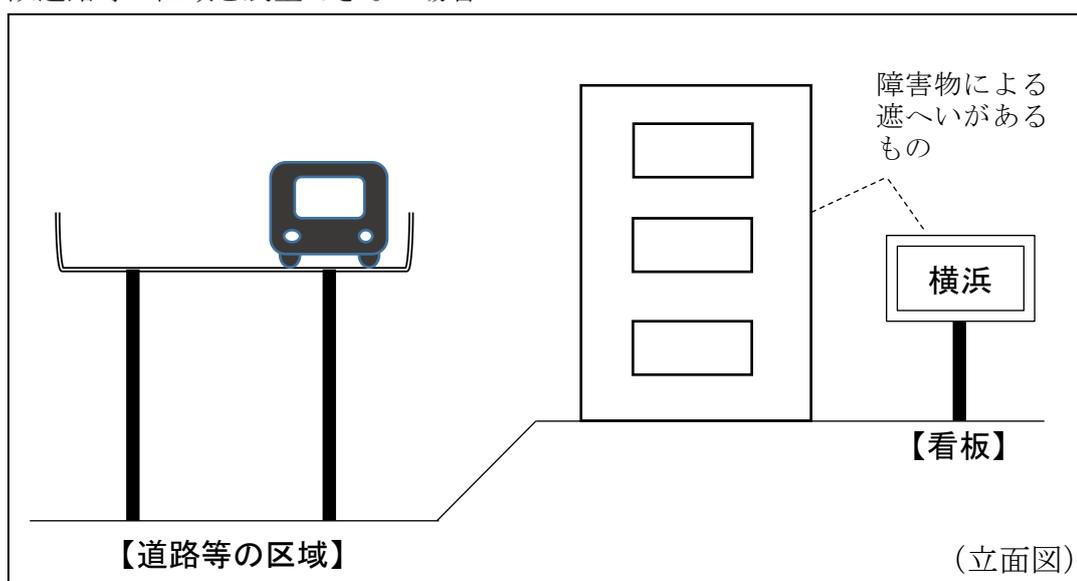
横浜市屋外広告物条例（平成 23 年 3 月横浜市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 13 条第 4 項第 3 号の規定により、「条例第 6 条第 1 項第 5 号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認めるもの」の場合は、条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する地域に屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）を表示し、又は設置することができることとなっています。

そこで、当該取扱いについて、次のとおり定めましたので、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

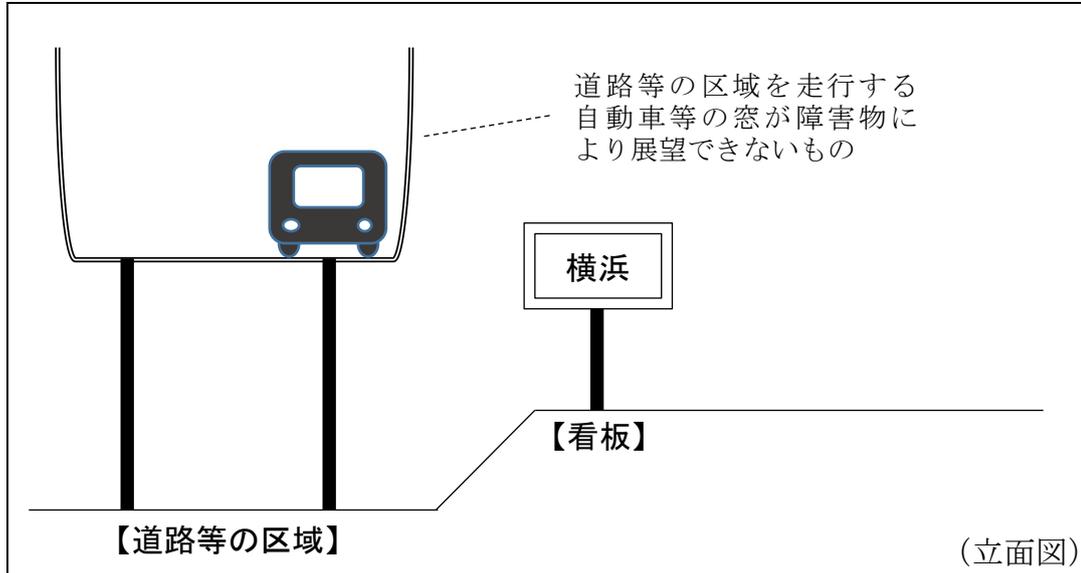
1 「展望できないことが明らかであると市長が認めるもの」の判断基準

「展望できないことが明らかであると市長が認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものであって、条例第 6 条第 1 項第 5 号の道路、鉄道又は軌道の区域（以下「道路等の区域」という。）からの景観を阻害しないことが明らかであるものをいう。

- (1) 広告物等の表示面の上端から道路等の区域の方向を見た場合に、障害物により当該道路等の区域を展望できない場合

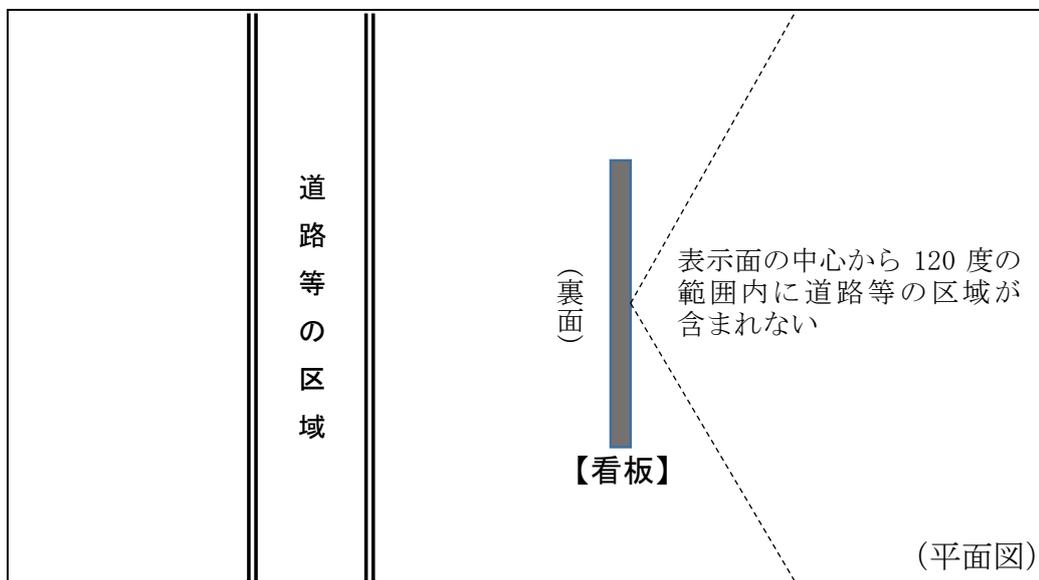


- (2) 広告物等の表示面の上端から道路等の区域を展望できるが、当該道路等の区域を走行する自動車、鉄道等（以下「自動車等」という。）の窓が障害物により展望できない場合

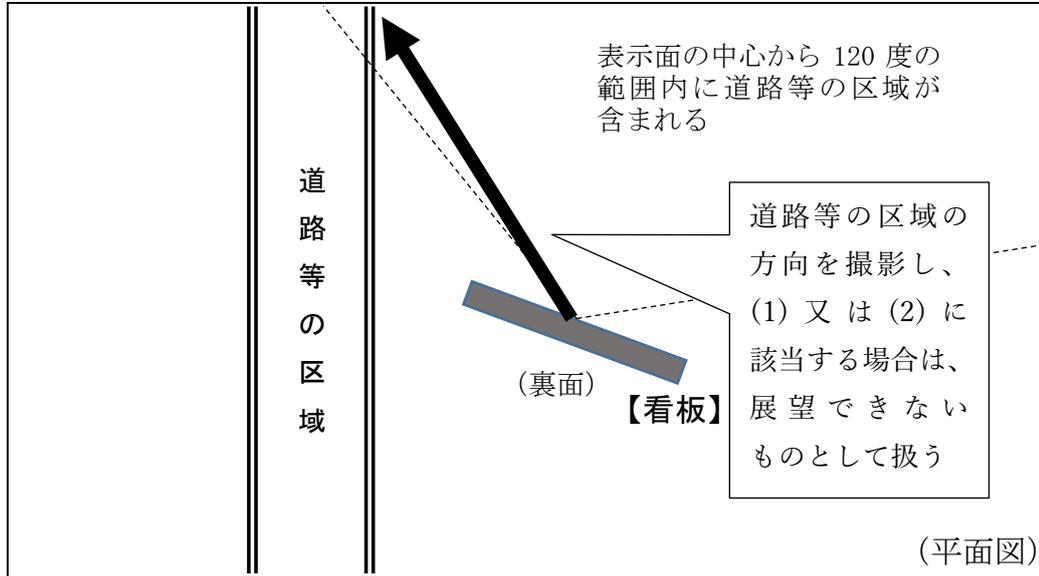


- (3) 次のいずれかに該当する場合

- ア 広告物等の表示面の中心から 120 度以内に道路等の区域が含まれない場合



イ 広告物等の表示面の中心から 120 度以内に道路等の区域が含まれるが、当該広告物等の表示面の上端から当該道路等の区域又は自動車等の窓が障害物により展望できない場合



2 「展望できないことが明らかであると市長が認めるもの」の提出書類

許可申請書に次のいずれかの書類を添付し提出すること。

- (1) 「広告物等の表示面の上端から道路等の区域の方向を見た場合に、障害物により当該道路等の区域を展望できない場合」に係る提出書類

次のいずれかの写真を提出すること。

ア 広告物等の表示面の上端から道路等の区域の方向を撮影した写真（当該道路等の区域を赤点線で表示したもの）

イ 山、建物等により、明らかに当該道路等の区域が展望できない場合は、広告物等の下端から撮影した写真（当該道路等の区域を赤点線で表示したもの）

- (2) 「広告物等の表示面の上端から道路等の区域を展望できるが、当該道路等の区域を走行する自動車等の窓が障害物により展望できない場合」に係る提出書類

次に掲げる写真を提出すること。

ア 広告物等の表示面の上端から道路等の区域の方向を撮影した写真（当該道路等の区域を赤点線で表示したもの）

イ 前記アで撮影された当該道路等の区域の状況が分かる写真（自動車等の窓が写っていないと判断できるもの）

- (3) 「広告物等の表示面の中心から 120 度以内に道路等の区域が含まれない場合」に係る提出書類

広告物等と道路等の区域の位置が分かるもので、当該広告物等の表示面の中心から 120 度の範囲を示した図面

- (4) 「広告物等の表示面の中心から 120 度以内に道路等の区域が含まれるが、当該広告物等の表示面の先端から当該道路等の区域又は自動車等の窓が障害物により展望できない場合」に係る提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア 広告物等と道路等の区域の位置が分かるもので、当該広告物等の表示面の中心から 120 度の範囲を示した図面

イ 次のいずれかの写真を提出すること。

(ア) 広告物等の表示面の先端から、前記アで示した 120 度の範囲内にある道路等の区域の方向を撮影した写真（当該道路等の区域を赤点線で表示したもの）

(イ) 山、建物等により、明らかに当該道路等の区域が展望できない場合は、広告物等の先端から撮影した写真（当該道路等の区域を赤点線で表示したもの）

3 留意事項

- (1) 前記 1 の判断基準に該当するものでも、道路等の区域からの景観を阻害しないよう配慮するよう努めること。
- (2) 前記 1 の判断基準に該当するものであることの挙証責任は、広告物等の表示（設置）許可申請者が負うものであること。
- (3) 許可を受けた場合であっても、道路等の区域から展望できると判断される場合は、その時点で許可が取り消されること。
- (4) 継続許可であっても、前記 2 の書類を提出する必要があること。